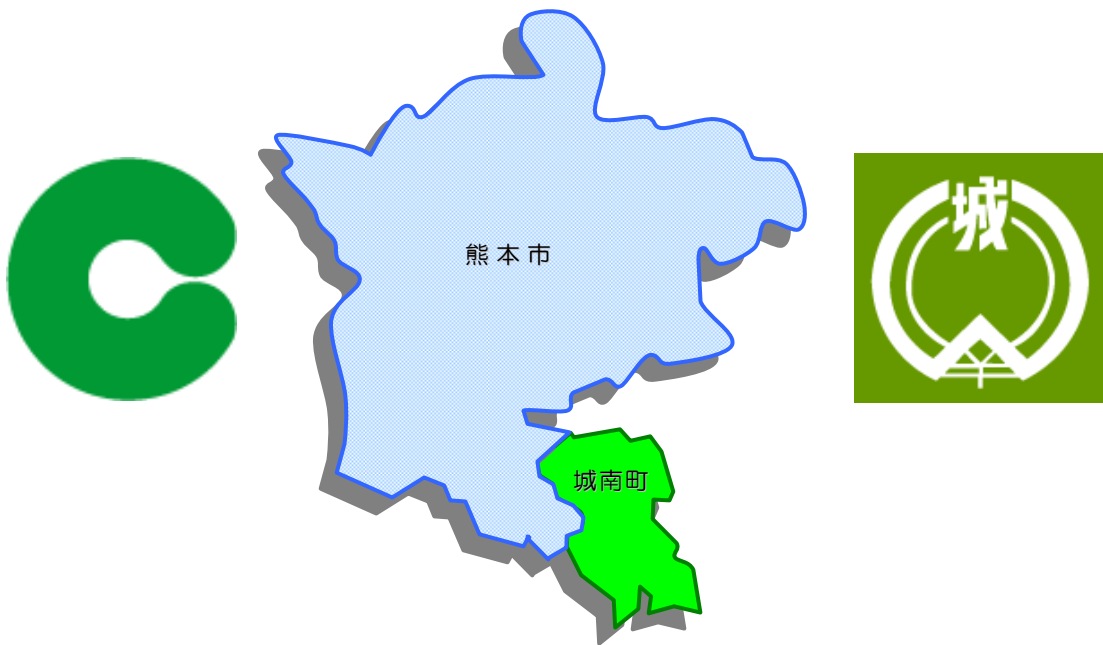


第2回

熊本市・城南町合併協議会



日時 平成20年12月1日（月）
午後3時～

場所 熊本全日空ホテルニュースカイ
2階「平安」

目 次

〔報告〕

議員専門部会からの報告について	3
-----------------	---

〔協議〕

協議第 1 号 合併の方式について	7
協議第 2 号 合併の期日について	11
協議第 3 号 新市の名称について	13
協議第 4 号 新市の事務所の位置について	15
協議第 2 1 号 環境保全関係事業について（その 1）	17
協議第 2 5 号 水道関係事業について	25
協議第 2 6 号 電算関係事業について	31

[報 告]

平成20年11月25日

熊本市・城南町合併協議会
会長 幸山政史様

熊本市・城南町合併協議会議員専門部会
部会長 嶋田幾雄

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・城南町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第1回議員専門部会報告書

開催日時 平成20年11月25日(火)
午後1時00分～午後2時20分
開催場所 熊本市 議会棟5階特別委員会室
出席委員 26名出席

1. 部会長、副部会長の選任について

熊本市・城南町合併協議会専門部会設置規程第5条第2項の規定により、委員互選の結果、下記のとおり選任された。

職名	氏名	選出市町名
部会長	嶋田幾雄	熊本市
副部会長	山本清光	城南町

2. 審議の状況について

第1回熊本市・城南町合併協議会において、26の合併協議項目のうち、7項目が議員専門部会へ付託されたこと及びその協議の進め方等についての説明があった後、付託を受けた事項のうち、4項目について審議を行い、次のとおり承認された。

- (1) 協議第1号 合併の方式について
「合併の方式については、城南町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。」
- (2) 協議第2号 合併の期日について
「合併の期日については、平成22年3月31日までの間で住民生活への影響等を勘案し改めて定める日とする。」
- (3) 協議第3号 新市の名称について
「新市の名称は、熊本市とする。」
- (4) 協議第4号 新市の事務所の位置について
「新市の事務所の位置については、熊本市手取本町1番1号とする。」

〔 協 議 〕

熊本市・城南町合併協議会協議項目一覧

項目	協議番号	協議項目	項目	協議番号	協議項目
基本的協議項目	①	合併の方式	その他の項目	14	公共的団体等の取扱い
	②	合併の期日		15	補助金・交付金等の取扱い
	③	新市の名称		16	総務関係事業について
	④	新市の事務所の位置		17	企画財政関係事業について
	5	財産及び債務の取扱い		18	市民生活関係事業について
特例法による協議項目	⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い	各種事業項目	19	健康福祉関係事業について
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		20	子ども未来関係事業について
	⑧	地域自治組織等の取扱い		21	環境保全関係事業について
	9	地方税の取扱い		22	経済振興関係事業について
	10	一般職の職員の身分の取扱い		23	都市建設関係事業について
	⑪	合併市町村基本計画		24	教育関係事業について
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い	25	水道関係事業について	
	13	使用料・手数料の取扱い	26	電算関係事業について	

○は議員専門部会付託事項

協議第 1 号

合併の方式について

合併の方式について承認を求める。

平成 20 年 12 月 1 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併の方式について

合併の方式については、城南町を廃し、その区域を熊本市に編入する
編入合併とする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

資料：市町村の合併の方式

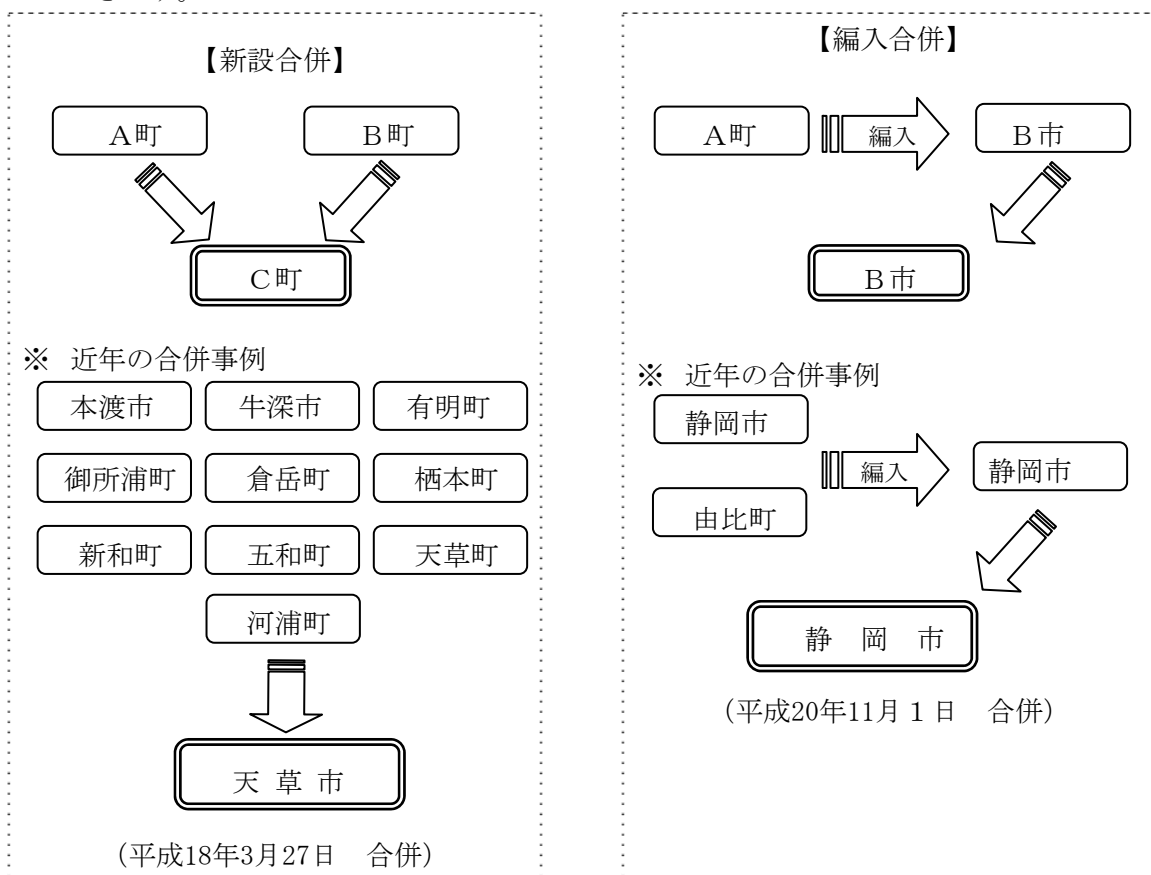
(市町村合併法定協議会運営マニュアル「基本編」より一部抜粋)

新設（対等）合併とするか編入（吸収）合併とするかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものであり、優先して論議されるべき事柄です。その一方、大きな相違点があることから慎重に判断し、合併の状況がみえてきた段階で、衆議を尽くして選択した方がよいとの意見もあります。

いずれの場合にせよ、合併に際しては、両市町が全て対等な立場で臨むことが必要です。近年の事例を見ると、「対等な精神での編入合併」ということを協議会で決定しているケースもあります（佐賀市、福島市など）。

※下表【新設合併と編入合併の比較】参照

- ◎ 市町村の合併は、地方自治法第7条に規定する『廃置分合』に含まれる概念です。
- ・「廃置分合」とは、法人格の変動を伴う地方公共団体の区域の変化であり、合体、編入、分割、分立のうち、少なくとも1つ以上の市町村の数が減少するものを「市町村の合併」といいます。
 - ・市町村の合併は、その形態により「新設合併」と「編入合併」の2つに分けることができます。



【新設合併と編入合併の比較】

		新 設 合 併	編 入 合 併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに定める。	編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	次のいずれかによることができる。 ①設置選挙において、新設合併の特例定数（定数の2倍まで）とすることができる。 ②合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間に在任することができる。	次のいずれかによることができる。 ①増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。（増加分は編入された区域に配分） ②編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間に限り、在任することができる。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員 （合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合）	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職し、新たに選挙を行う。（選任による委員は農業委員会法に基づき選任する）	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、最長1年間、在任することができる。	編入される（消滅する）市町村の委員（選挙）のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間に限り、在任することができる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は、全て失職する（新たに選任する）。	編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される（消滅する）市町村の特別職の職員は全て失職する。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する（新たに制定する）。	編入する市町村の条例・規則を適用する（合併に伴い必要な改正を行う）。

【市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）下での市町村合併の状況】

※ 平成21年8月8日までに官報告示を終えたもの

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	合併形態
平成18年1月10日	高松市	高松市、牟礼町	編入
平成18年4月1日	弥富市	弥富町、十四山村	編入
平成18年8月1日	笛吹市	笛吹市、芦川村	編入
平成18年10月1日	高崎市	高崎市、榛名町	編入
平成18年10月1日	八女市	八女市、上陽町	編入
平成19年1月1日	本宮市	本宮町、白沢村	新設
平成19年1月22日	岡山市	岡山市、建部町、瀬戸町	編入
平成19年1月29日	みやま市	瀬高町、山川町、高田町	新設
平成19年2月13日	熊谷市	熊谷市、江南町	編入
平成19年3月11日	相模原市	相模原市、藤野町、城山町	編入
平成19年3月12日	木津川市	木津町、加茂町、山城町	新設
平成19年3月31日	宇都宮市	宇都宮市、上河内町、河内町	編入
平成19年3月31日	延岡市	延岡市、北川町	編入
平成19年10月1日	佐賀市	佐賀市、川副町、東与賀町、久保田町	編入
平成19年10月1日	屋久島町	上屋久町、屋久町	新設
平成19年12月1日	南九州市	穎娃町、川辺町、知覧町	新設
平成20年1月1日	高知市	高知市、春野町	編入
平成20年1月15日	豊川市	豊川市、音羽町、御津町	編入
平成20年3月21日	美祢市	美祢市、美東町、秋芳町	新設
平成20年4月1日	村上市	村上市、荒川町、山北町、神林村、朝日村	新設
平成20年4月1日	島田市	島田市、川根町	編入
平成20年7月1日	福島市	福島市、飯野町	編入
平成20年10月6日	熊本市	熊本市、富合町	編入
平成20年11月1日	伊佐市	大口市、菱刈町	新設
平成20年11月1日	静岡市	静岡市、由比町	編入
平成20年11月1日	富士市	富士市、富士川町	編入
平成20年11月1日	焼津市	焼津市、大井川町	編入
平成21年1月1日	藤枝市	藤枝市、岡部町	編入
平成21年3月30日	日南市	日南市、北郷町、南郷町	新設

※総務省自治行政局合併推進課提供 合併デジタルアーカイブより

(編入合併：20件、新設合併：9件)

協議第 2 号

合併の期日について

合併の期日について承認を求める。

平成 20 年 12 月 1 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併の期日について

合併の期日については、平成 22 年 3 月 31 日までの間で住民生活への影響等を勘案し改めて定める日とする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第 3 号

新市の名称について

新市の名称について承認を求める。

平成 20 年 12 月 1 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

新市の名称について

新市の名称は、熊本市とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第 4 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について承認を求める。

平成 20 年 12 月 1 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置については、熊本市手取本町 1 番 1 号とする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第 2 1 号

環境保全関係事業について（その 1）

環境保全関係事業について承認を求める。

平成 20 年 12 月 1 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

環境保全関係事業について

- 1 環境保全関係事業のうち、下記の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・ 合併処理浄化槽整備事業
 - ・ 水質監視事業

- 2 環境保全関係事業のうち、下記の事業については、新市の事業として継続する。
 - ・ 水資源有効活用促進事業
 - ・ 新世紀漱石の森づくり事業

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (21 環境保全関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
清掃事業の取扱い						
	1	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第2回		
環境対策事業の取扱い						
	2	水資源有効活用促進事業	環境保全部会	第2回		
	3	水質監視事業	環境保全部会	第2回		
	4	新世紀漱石の森づくり事業	環境保全部会	第2回		
清掃事業の取扱い						
	5	廃棄物の処理及び清掃	環境保全部会	次回以降		
	6	ごみ収集事業	環境保全部会	次回以降		
	7	し尿収集適正化事業	環境保全部会	次回以降		
	8	浄化槽清掃業の許可等手数料	環境保全部会	次回以降		
	9	資源リサイクル事業	環境保全部会	次回以降		
	10	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	次回以降		
	11	ごみ減量・リサイクル活動推進事業	環境保全部会	次回以降		
	12	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会			
	13	環境美化活動推進事業	環境保全部会			
	14	清掃車の運行・管理	環境保全部会			
	15	家電リサイクル法関係	環境保全部会			
	16	その他のごみ対策	環境保全部会			
	17	一般廃棄物処理業の許可等手数料	環境保全部会			
	18	産業廃棄物適正処理事業	環境保全部会			
環境対策事業の取扱い						
	19	環境保全(エコライフ)に関すること	環境保全部会			
	20	環境パートナーシップ形成事業	環境保全部会			
	21	環境教育・学習事業	環境保全部会			
	22	行政率先活動推進事業	環境保全部会			
	23	自動車交通クリーン推進事業	環境保全部会			
	24	大気汚染等監視啓発事業	環境保全部会			
	25	地球温暖化対策事業	環境保全部会			
	26	有害化学物質対策事業	環境保全部会			
	27	環境総合研究所管理運営事業	環境保全部会			
	28	人工かん養促進事業	環境保全部会			
	29	かん養域保全事業	環境保全部会			
	30	広域水保全対策事業	環境保全部会			
	31	水質浄化対策事業	環境保全部会			
	32	水量監視事業	環境保全部会			
	33	緑地樹木保全事業	環境保全部会			
	34	環境保護地区保全事業	環境保全部会			
	35	公共地・民有地緑化事業	環境保全部会			
	36	地域緑化活動促進事業	環境保全部会			
	37	緑化啓発教育事業	環境保全部会			
	38	みどり推進協議会	環境保全部会			
	39	緑の少年団育成事業	環境保全部会			
	40	緑化関係の負担金及び会費	環境保全部会			
	41	熊本市公害防止条例に関すること	環境保全部会			

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	1 合併処理浄化槽整備事業
協議内容	人槽ごとの補助金額の違いをどうするのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成</p> <p>公共用水域水質汚濁原因の 80%以上が生活排水によるものであり、生活排水対策の推進は緊急かつ重要な課題である。そこで、し尿と併せて生活雑排水も処理でき、下水道に比べ安価で同等の水質保全効果のある小型合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保全を図るため、下水道認可区域外において、小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、社会的便益に相当する分として設置費の4割程度を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 332,000円 ・ 6～7人槽 414,000円 ・ 8～10人槽 548,000円 ・ 11～20人槽 939,000円 ・ 21～30人槽 1,472,000円 ・ 31～50人槽 2,037,000円 <p style="text-align: center;">(平成20年4月1日現在)</p> <p>補助対象人槽については、上記のとおり。 補助額は、国の交付金要綱改正により変更あり。 高度処理浄化槽設置については上乗せあり。</p> <p>※根拠 浄化槽法 第51条 熊本市小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱</p> <p>平成17年度決算 89,946千円(229基) 平成18年度決算 62,394千円(158基) 平成19年度決算 73,617千円(172基)</p>	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成</p> <p>生活排水による公共用水域の水質汚濁、及び地下水汚染防止は、地下水を飲用水としている本町では、重要な課題である。そこで、し尿と生活排水を併せて処理でき、水環境改善に多大な効果を上げる小型合併処理浄化槽の普及を促進し、大切な水資源を守るため、下水道認可区域外、及び農業集落排水事業区域外において、居住目的の自己用住宅、及び小規模店舗付住宅で、処理対象人員10人槽以下の合併処理浄化槽に設置費の補助をするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 300,000円 ・ 6人槽 360,000円 ・ 7人槽 420,000円 ・ 8人槽 480,000円 ・ 9人槽 540,000円 ・ 10人槽 600,000円 <p style="text-align: center;">(平成20年4月1日現在)</p> <p>※根拠 浄化槽法 第51条 城南町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要項</p> <p>平成17年度決算 16,560千円(46基) 平成18年度決算 17,820千円(49基) 平成19年度決算 17,040千円(49基)</p>	
	相違点と課題	<p>・人槽ごとの補助金額の違いをどうするか。</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	環境対策事業	小項目名	3 水質監視事業
協議内容	1・3 合併後は、城南町域を含む全市域を対象として事業を実施する。 2 河川等8箇所の水質調査を開始した状況と現状とを比較し、事業の内容について協議する。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1 地下水質監視 水質汚濁防止法に基づき、市内の地下水質を常時監視する。</p> <p>平成 17 年度決算 1,999 千円(調査井戸数:242 本) 平成 18 年度決算 1,679 千円(調査井戸数:241 本) 平成 19 年度決算 2,140 千円(調査井戸数:215 本)</p> <p>2. 公共用水域水質調査 水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域(河川・海域)の水質を常時監視する。</p> <p>平成 17 年度決算 1,641 千円 平成 18 年度決算 1,510 千円 平成 19 年度決算 2,273 千円</p> <p>3. 化学物質汚染調査 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内の環境(水質・底質・土壌)中のダイオキシン類の濃度を常時監視する。</p> <p>平成 17 年度決算 4,956 千円 平成 18 年度決算 4,200 千円 平成 19 年度決算 7,203 千円</p>	<p>1. 該当なし</p> <p>2. 公共用水域水質調査 (河川等8箇所) 平成 17 年度決算 126 千円 平成 18 年度決算 115 千円 平成 19 年度決算 118 千円</p> <p>3. 該当なし</p>
相違点と課題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	環境対策事業	小項目名	4 新世紀漱石の森づくり事業
協議内容	熊本市のみの事業		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。		

制度比較		
	熊本市	城南町
市 町 別 内 容	<p>新世紀漱石の森づくり事業</p> <p>1 事業内容</p> <p>「緑豊かな森の都」を再生するため、市民、事業者、行政が一体となり民有地の緑化を推進するもの。</p> <p>①家庭の森づくり</p> <p style="padding-left: 20px;">3m以上の樹木を植栽する者に50%補助 (限度額 20 千円)</p> <p>②事業所の森づくり</p> <p style="padding-left: 20px;">事業所のオープンスペース等に樹木や生垣を植栽等をする者に50%補助</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 生垣の設置 限度額 70 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 構造物などの取り壊し 限度額 50 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 樹木の植栽</p> <p style="padding-left: 20px;">助成額は(1)～(3)の合計で限度額 300 千円</p> <p>③緑の街並みづくり</p> <p style="padding-left: 20px;">道路沿いに生垣を植栽する者に50%補助</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 生垣の設置 限度額 70 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 構造物などの取り壊し 限度額 50 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">助成額は(1)(2)の合計</p> <p>④記念樹配布</p> <p style="padding-left: 20px;">誕生・結婚・新築・銀婚式の記念として苗木を配布</p> <p>2 事業実績および予算</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度 ①②③補助執行額 10,877 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">④記念樹配布本数 851 本 850 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度 ①②③補助執行額 8,004 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">④記念樹配付本数 1,075 本 1,066 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度 ①②③補助決算額 5,132 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">④記念樹配付本数 1,000 本 1,075 千円</p>	<p>該当なし</p>
相 違 点 と 課 題		

協議第 25 号

水道関係事業について

水道関係事業について承認を求める。

平成 20 年 12 月 1 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

水道関係事業について

- 1 城南町の地区営水道（簡易水道）については、町営化を目指し平成 22 年 3 月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。
- 2 城南町中央地区簡易水道事業（町営簡易水道事業）については、平成 25 年度を完了予定とし熊本市に引き継ぐ。
水道料金及び加入金は、合併時に熊本市の料金体系に統一する。
- 3 未普及地域を含む上水道事業については、調査を実施し、その後 10 年程度の計画を策定し平成 21 年度までに事業認可を得る方向で努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。
なお、整備にあたっては水質悪化地域の整備を優先的に進めていくこととする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (25 水道関係事業)

事業項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
水道関係事業の取扱い						
	1	地区営水道(簡易水道)	水道部会	第2回		
	2	町営簡易水道事業	水道部会	第2回		
	3	上水道事業	水道部会	第2回		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

協議項目	水道関係事業	小項目名	1 地区営水道（簡易水道）
------	--------	------	---------------

協議内容	城南町には 18 の地区営(組合営)簡易水道があり、専用水道を含めた水道普及率は約 30%となっている。地区は、町内に点在しており、また県認可を受けているのは2地区のみであるため、県からは町営化か認可の取得を要求されている。上水道事業の中で順次簡易水道区域を取り入れ、整備していくかについて。
合併協議会協議結果(調整方針)	城南町の地区営水道(簡易水道)については、町営化を目指し平成22年3月までに認可が取得できるよう努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	上水道事業 (H19 年度)	地区営簡易水道
	給水人口 655,150 人	吉野 給水人口 113 人 東阿高団地 197 人
	一日平均給水量 221,625 m ³	築地上村 113 " 赤見 438 "
	公称施設能力 290,500 m ³	築地下村 48 " 東阿高フラワー 99 "
	【平成 18 年度決算】	才木 149 " 沈目 325 "
	・収益的収支	中尾 93 " 本鰐瀬 195 "
	(収入)132 億 2 千万円 (支出)109 億 5 千万円	旭ヶ丘 105 " 碓 592 "
	・資本的収支	湯ノ上山下 125 " 高 409 "
	(収入) 20 億 4 千万円 (支出) 69 億 4 千万円	東阿高第一南 99 " 舞原 250 "
	【平成 19 年度決算】	東阿高第二南 269 " 舞原ニュータウン 249 "
・収益的収支	合 計 3,868 人	
(収入)131 億 3 千万円 (支出)108 億 7 千万円	簡易水道組合への補助金	
・資本的収支	交付対象 水道組合が実施する水道施設の新設及び修理等	
(収入) 31 億 7 千万円 (支出) 133 億 3 千万円	※修理費は 50 万円以上	
※平成 19 年度の資本的収支が増加した理由は、企業債の繰上償還(約 43 億円)及び低金利への借換え(約 18 億円)によるもの。	補助金の額 水道組合が実施する水道施設整備事業当該事業費の 10 分の 6 以内	
※簡易水道組合への補助金及び飲用井戸水質検査委託料は行っていない。	飲用井戸水質検査委託料	
	支払対象 家庭用井戸水を使用している者(10 項目の検査料の内、1,000 円を水質検査機関へ)	
	委託料 1 件当たり 1,000 円	
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・城南町の水道は、上水道事業はなく、19 地区の簡易水道事業からなり、内訳は 1 地区が町営で、その他の 18 地区は地区営(組合営)である。 ・水道普及率も熊本市の 98.07%(H19)に比べ、城南町は、約 30%と低い。 ・県から町営として統合するか、または個別に認可申請するかの選択を迫られており、一方で、複数の簡易水道を統合する計画を策定のうえ、平成 21 年度までに、提出したものに限り、現行の国庫補助事業の対象となることから、町としての方向性を早急に決定し、取り組む必要がある。 ・簡易水道組合(地区営)の補助金に関しては健康福祉部会で検討。 	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

協議項目	水道関係事業	小項目名	2 町営簡易水道事業
協議内容	①城南町中央地区簡易水道事業を平成 25 年度まで国庫補助を受けて施行することについて。 ②簡易水道事業と上水道事業の水道料金統一の時期について。		
合併協議会協議結果(調整方針)	城南町中央地区簡易水道事業(町営簡易水道事業)については、平成 25 年度を完了予定とし熊本市に引き継ぐ。 水道料金及び加入金は、合併時に熊本市の料金体系に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市町別内容	上水道事業(H19年度) 給水人口 655,150 人 一日平均給水量 221,625 m ³ 公称施設能力 290,500 m ³ 【平成 18 年度決算】 ・収益的収支 (収入)132 億 2 千万円 (支出)109 億 5 千万円 ・資本的収支 (収入) 20 億 4 千万円 (支出) 69 億 4 千万円 【平成 19 年度決算】 ・収益的収支 (収入)131 億 3 千万円 (支出)108 億 7 千万円 ・資本的収支 (収入) 31 億 7 千万円 (支出) 133 億 3 千万円 ※平成 19 年度の資本的収支が増加した理由は、企業債の繰上償還(約 43 億円)及び低金利への借換え(約 18 億円)によるもの。 一般的な家庭の水道料金(税込) 口径 13mm、1ヶ月に 29 m ³ (241ℓ/人・日の 4 人家族を想定)使用時の料金・・・4,032 円	簡易水道事業 平成 19 年度から平成 25 年度まで中央地区簡易水道計画給水人口 4,926 人 事業費約 20 億円 平成 19 年度決算 19,338 千円 平成 20 年度予算 429,047 千円 一般的な家庭の水道料金(税込) 口径 13mm、1ヶ月に 29 m ³ (241ℓ/人・日の 4 人家族を想定)使用時の料金・・・5,800 円 (城南町の町営簡易水道の最小口径は 13mmである。)
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・城南町の水道は、上水道事業はなく、19 地区の簡易水道事業からなり、内訳は 1 地区が町営で、その他の 18 地区は地区営(組合営)である。 ・水道普及率も熊本市の 98.07%(H19)に比べ、城南町は、約 30%と低い。 ・18 の地区営簡易水道事業をどのようにしていくのか。 ・また今後、上水道整備をどのようにしていくのか。 	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

協議項目	水道関係事業	小項目名	3 上水道事業
------	--------	------	---------

協議内容	城南町中央地区簡易水道事業以外の未普及地域を上水道事業で整備することについて。
合併協議会協議結果(調整方針)	未普及地域を含む上水道事業については、調査を実施し、その後 10 年程度の計画を策定し平成 21 年度までに事業認可を得る方向で努める。その事業は新市が引き継ぎ継続して取り組む。 なお、整備にあたっては水質悪化地域の整備を優先的に進めていくこととする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	上水道事業 (H19 年度) 給水人口 655,150 人 一日平均給水量 221,625 m ³ 公称施設能力 290,500 m ³ 【平成 18 年度決算】 ・収益的収支 (収入)132 億 2 千万円 (支出)109 億 5 千万円 ・資本的収支 (収入) 20 億 4 千万円 (支出) 69 億 4 千万円 【平成 19 年度決算】 ・収益的収支 (収入)131 億 3 千万円 (支出)108 億 7 千万円 ・資本的収支 (収入) 31 億 7 千万円 (支出) 133 億 3 千万円 ※平成 19 年度の資本的収支が増加した理由は、企業債の繰上償還(約 43 億円)及び低金利への借換え(約 18 億円)によるもの。	上水道事業(H19 年度) 該当なし
相 違 点 と 課 題	・城南町の水道は、上水道事業はなく、19 地区の簡易水道事業からなり、内訳は 1 地区が町営で、その他の 18 地区は地区営(組合営)である。 ・水道普及率も熊本市の 98.07%(H19)に比べ、城南町は、約 30%と低い。 ・今後、上水道整備をどのようにしていくのか。	

協議第 26 号

電算関係事業について

電算関係事業について承認を求める。

平成 20 年 12 月 1 日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

電算関係事業について

電算関係事業の基幹系システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (26 電算関係事業)

事業項目	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
電算システムの取扱い						
	1	基幹系システム	電算部会	第2回		
	2	情報ネットワークシステム	電算部会	第2回		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 電算部会

協議項目	電算関係事業	小項目名	1 基幹系システム
協議内容	熊本市並びに城南町の電算システムについて		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市のシステムに統合する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
	<p>基幹系システム・・・住民基本台帳システム等の住民登録情報を基とした、戸籍、税、福祉、健康福祉等の基本的な住民サービスシステム。業務ごとに独立しているが、氏名、生年月日、住所等の住民情報を基に各事業に則したシステムを構築しているため住民生活に関連性が大きい。</p>		
市 町 別 内 容	1 業務名 総合行政情報システム	1 業務名 総合行政システム	
	2 開発業者 富士通(株)	(Acrocity V1.5.500.00)	
	3 稼働年月 業務別に昭和61年3月～	2 開発業者 行政システム九州(株)	
	4 業務内容 H19.4 現在 44 業務稼働中(別紙稼働業務一覧参照)、汎用コンピュータを中心に業務サーバを組み合わせている	3 稼働年月 平成17年4月 (システム更新)	
	5 利用端末数 617 台	4 業務内容 H20.11 現在 業務稼働中 (詳細:別添参照)	
	6 接続出先数 29 カ所	5 利用端末数 31 台	
	7 庁外ネット ビジネスイーサータイプⅡ	6 接続出先数 1カ所	
	8 導入形態 JECC(株)レンタル(基幹系機器及び P.P を一括賃借契約)、単年度契約 リース(端末、プリンタ等末端機器のみ順次移行中)、60ヶ月	7 庁外ネット NTT 高速回線	
	9 処理方式 独自処理	8 導入形態 システムソフト・・・使用料 5年契約 行政システム九州(株) システム機器・・・リース 5年契約 富士通リース(株) 保守契約・・・委託料 5年契約 契約満了・・・H22.3.31	
	10 保守 ハード:レンタル・リース契約に含む、ソフト:富士通(株)と一括維持管理契約	9 処理方式 自庁処理	
	11 H19 年度主な運用経費 ・委託料 維持管理 136,710 千円 オペレータ 23,522 千円 パンチャー 20,553 千円 ・使用料及び賃借料 システムレンタル 618,968 千円 システムリース 17,817 千円 H18 年度主な運用経費 ・委託料 維持管理 136,752 千円 オペレータ 23,522 千円 パンチャー 20,553 千円 ・使用料及び賃借料 システムレンタル 669,607 千円	10 H19 年度主な運用経費 ・委託料 管理運営 8,820 千円 機器保守 9,262 千円 ・使用料 ソフト利用料 19,908 千円 機器リース 18,497 千円 ※戸籍システム 富士ゼロックスシステムサービス(株) 使用料保守 5年契約 4,433 千円 H18 年度主な運用経費 ・委託料 管理運営 8,820 千円 機器保守 9,262 千円 ・使用料 ソフト利用料 19,908 千円 機器リース 18,497 千円 ※戸籍システム 富士ゼロックスシステムサービス(株)	

	<p>システムリース 5,846 千円</p> <p>H17 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理 136,710 千円 オペレータ 23,522 千円 パンチャー 25,173 千円 ・使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> システムレンタル 666,362 千円 システムリース 0 千円 	<p>使用料保守 5 年契約 4,433 千円</p> <p>H17 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> 管理運営 8,820 千円 機器保守 9,262 千円 ・使用料 <ul style="list-style-type: none"> ソフト利用料 19,908 千円 機器リース 18,497 千円 <p>※戸籍システム 富士ゼロックスシステムサービス(株)</p> <p>使用料保守 5 年契約 4,433 千円</p>
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・システム開発業者、システム形態、導入方式及び稼働業務数が異なり、業務毎の機能及びシステム化範囲についても同一ではないと予想される。 ・課題は、早期に業務システム毎の差異についての詳細分析を行い、業務毎の事務事業調整方針に従い業務システム統合方針及びスケジュールを確定させることと考える。 ・システム統合にあたっては、合併時に統合しなければならないシステムを優先し、改修に時間を要するシステムについては、既存システムを並行運用し合併後に随時統合を進める必要がある。 	

基幹系システム 業務内容(別紙)

熊本市		城南町	
1	住民記録	1	住民票システム
-	同上	2	住基ネットワークシステム(部門アプリ対応 基幹系連携)
2	印鑑登録	3	印鑑システム
3	外国人登録	4	外国人システム
4	戸籍情報総合	5	戸籍総合システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
-	個別システム	6	人口統計システム
5	住居表示証明発行	-	なし
-	なし	7	総合照会システム
6	行政基本	8	行政基本システム
7	市税基本	-	なし
8	税収納管理	9	総合収納税システム
-	なし	10	集合3税システム(上記に含む)
9	市・県民税	11	個人住民税システム
10	市民税課税支援	12	課税支援税システム
11	市税収滞納支援	13	総合滞納管理システム
12	法人市民税	14	法人町民税システム
13	軽自動車税	15	軽自動車税システム
14	諸税管理(事業所・たばこ・入湯)	-	なし
15	諸税収納	-	なし
16	固定資産税	16	固定資産税システム
17	特別土地保有税	17	なし
18	固定資産税家屋評価	18	固定資産土地・家屋評価(外部委託)
19	税地図情報	19	地理情報システム(全庁アプリ対応)
20	固定資産税異動管理	-	固定資産土地・家屋異動管理(紙台帳)
21	税ファイリング	-	なし
22	国民健康保険	20	国民健康保険システム
23	老人医療	21	老人医療システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
24	保険料収納支援	-	20と同じ
25	介護保険	22	介護保険システム
26	国民年金	23	国民年金システム
27	老人福祉事務	24	高齢者福祉システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
28	障害福祉事務	25	障害者福祉システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
29	障害者支援費	26	障害者自立支援法対応システム(部門アプリ対応)
30	児童手当	27	児童福祉システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
31	乳児医療	-	27と同じ
32	ひとり親医療	28	母子寡婦福祉システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
33	母子寡婦福祉資金貸付	-	なし
34	生活保護	-	なし
35	保育所管理	-	28と同じ
36	貸付統合	-	なし
37	下水道水洗化貸付金償還	-	なし
38	下水道使用料	29	下水道使用料システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
39	下水道受益者負担金	30	下水道受益者負担金システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
-	個別システム	31	上水道使用料システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
-	個別システム	32	上水道受益者負担金システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
40	選挙事務	33	選挙システム
-	同上	34	不在者投票システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
41	学校教育	35	教育システム
42	市営住宅管理	36	住宅使用料システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
43	土木設計積算	37	土木積算システム(部門アプリ対応)
44	保健福祉総合連携	-	なし
-	個別システム	38	健康管理システム(部門アプリ対応 基幹系連携)
45	後期高齢者医療	39	後期高齢者医療システム(部門アプリ対応 基幹系連携)

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 電算部会

協議項目	電算関係事業	小項目名	2 情報ネットワークシステム
協議内容	熊本市並びに城南町の電算システムについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市のシステムに統合する		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
	情報ネットワーク …インターネット(電子メールやホームページなど)を利用した市民等に情報の提供や収集、電子申請受付などの市民サービスの向上および行政事務の高度・効率化を目的とした情報基盤。		
市 町 別 内 容	1 システムの名称 熊本市情報ネットワークシステム (C ネット)	1 システムの名称 総合行政システム (IPKNOWLEDGE Office V2.0L10)	
	2 運用開始時期 平成13年4月	2 運用開始時期 平成17年4月(更新)	
	3 整備状況(施設数)H18年度末現在265ヶ所 (内小・中学校、保育園、幼稚園、共同調理場161ヶ所 所含)	3 整備状況(施設数)平成20年1月現在 9箇所 (うち小・中学校、幼稚園、他公共施設 計8ヶ所含)	
	4 PC設置状況(C ネット接続分) 4,120台	4 PC設置状況(接続分) 150台	
	5 利用アプリケーション数 別紙参照 全庁:18 部門:31	5 利用アプリケーション数 別紙参照	
	6 インターネット接続状況 有	6 インターネット接続状況 有	
	7 LGWANとの接続状況 有	7 LGWAN 接続状況 有	
	8 出先機関との通信回線種別 ビジネスイーサ・タイプII 10/100Hbyte/s	8 出先機関との通信回線種別 QT-NET(VLAN) 10Mbps	
	9 平成19年度主な経費 ・ 情報機器関連賃貸借料(保守費含む) 390,443千円 ・ 運用管理委託経費等 180,616千円 ・ 通信回線経費等 91,204千円 ・ インターネット接続経費 10,028千円	9 平成19年度主な費用 ・ 委託料 インターネット設備機器保守等 1,613千円 ・ 使用料 インターネットFW等使用料 3,355千円 ・ 通信回線 VLAN 通信料 3,807千円	
	平成18年度主な経費 ・ 情報機器関連賃貸借料(保守費含む) 441,183千円 ・ 運用管理委託経費等 162,223千円 ・ 通信回線経費等 93,419千円 ・ インターネット接続経費	平成18年度主な費用 ・ 委託料 インターネット設備機器保守等 1,613千円 ・ 使用料 インターネットFW等使用料 3,355千円 ・ 通信回線 VLAN 通信料 3,807千円	
	平成17年度主な費用 ・ 委託料 インターネット設備機器保守等 1,613千円 ・ 使用料 インターネットFW等使用料 3,355千円 ・ 通信回線		

	<p>8,303千円</p> <p>平成17年度主な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報機器関連賃貸借料(保守費含む) 377,527千円 ・ 運用管理委託経費等 178,836千円 ・ 通信回線経費等 89,702千円 ・ インターネット接続経費 8,306千円 <p>10 ネットワークアカウント付与対象者 職員・再任用職員・県費職員の一部・ 国、県からの派遣職員</p>	<p>VLAN 通信料 3,807 千円</p> <p>10 アカウント付与対象 町長、教育長、職員、各課(局)・公共施設代表</p>
相違点と課題	<p>情報システムの基本的な方針については相違ない。 職員の利用環境やアプリケーションの違いがあるが、システム移行についておおきな問題はないと考える。</p>	

庁内ネットワーク利用アプリケーション（全庁アプリケーション）

年度	熊本市	城南町
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通メニューシステム (H13.4) ・ 庁内ホームページ (H13.4) ・ 電子メール (H13.4) ・ 電子掲示板 (H13.4) ・ アンケートシステム (H13.4) ・ 研修予約管理システム (H13.4) ・ 行事日程管理システム (H13.4) ・ 市議会会議録検索システム (H13.4) ・ 統計資料提供システム (H13.4) ・ 気象情報提供システム (H13.8) ・ 例規・法令検索システム (H14.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内グループウェア (H14.1) ・ 電子掲示板 (H14.1) ・ 施設予約管理システム (H14.1) ・ 行事管理システム (H14.1)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費計算システム (H14.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ WEBGIS 地理情報システム (H15.3) ・ 文書管理システム (H14.7)
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報システム (H15.4) ・ 財務情報システム (H15.9) ・ 地図情報庁内閲覧システム (H15.11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットシステム (H16.3) ・ 例規WEBシステム (H116.3) ・ L G W A N 電子文書管理システム (H116.3)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合文書管理・電子決済システム (H16.4) 	<基幹系情報系システム更新作業中>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の声データベースシステム (H17.4) ・ 職員情報システム (H17.10) 	<新基幹系情報系システム稼動>H17.4 情報系システム グループウェア 財務会計システム 庶務事務システム 工事契約システム 旅費システム 決算統計システム 備品管理システム 実施計画システム 工事契約・業者管理システム 人事給与システム
平成18年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政文書電子化システム (H18.6) 電子文書アプリケーション導入 スキャン・PDF化・FAX電子配信 ・ 町ポータルサイトリニューアル (H18.11)

平成 19 年度		・ 行政文書電子化システム (H19.10) データファイル管理
----------	--	-------------------------------------

* () 内数字は利用開始年月

庁内ネットワーク利用アプリケーション（部門アプリケーション）

年度	熊本市	城南町
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉相談支援システム 【健康福祉政策課他】(H17 廃止) ・CADシステム 【建築課他】(H13.8) ・制度融資電算システム 【金融経営相談課】(H14.3) 	
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電子（図面）ファイリングシステム 【道路管理課他】(H17.9 廃止) ・食肉衛生検査システム 【食肉衛生検査所】(H14.11) ・検査情報管理システム 【環境総合研究所】(H15.2) ・医療施設管理システム 【地域医療課】(H15.3) ・生活衛生施設管理システム 【生活衛生課他】(H15.3) ・コミュニティカルテシステム 【企画課】(H15.3) 	
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・設備管理システム 【東部環境工場】(H15.5) ・公共建築物施設管理台帳システム 【施設保全課】(H15.10) ・建築確認管理システム 【建築指導課】(H16.2) ・し尿・浄化槽管理システム 【浄化対策課】(H16.3) ・市営住宅滞納整理支援システム 【住宅管理課】(H16.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育ネットワーク 【学校教育課】(H16.3)
平成16年度		
平成17年度		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設予約管理システム 【社会教育課】(H17.4)
平成18年度		
平成19年度		<ul style="list-style-type: none"> ・地理情報システム 【洪水ハザードマップ管理】(H20.3)

*（ ）内数字は利用開始年月